

熊野町スポーツ少年団規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本団は熊野町スポーツ少年団（以下本団という）と称す。

(事務局)

第2条 本団の事務局は熊野健康スポーツ振興会に置く。

(目的)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の身心の健全な育成に資する事を目的とする。

(活動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 各種スポーツ活動 | (4) 他団体との交換交流活動 |
| (2) レクリエーション活動 | (5) 奉仕活動 |
| (3) 文化学習活動 | (6) その他本団の目的達成のために必要な活動 |

第2章 団員・指導者

(構成)

第5条 本団は団員・指導者をもって構成する。

- 2 団員は、3歳以上20歳未満の者で構成する。
- 3 指導者は、満18歳以上の者で構成しボランティア活動とする。

(本団への加入登録)

第6条 本団への加入登録は、各単位団がスポーツ少年団登録システムによりこれを行う。

- 又、第13条に定める会費を納入するものとする。
- 2 単位団の団員登録人数は、10人以上とする。
 - 3 前項に定める人数未満が連續5年となった場合は、その単位団は登録できないものとする。但し、再登録を妨げない。

(有効期間)

第7条 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度ごとこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第3章 役員の任務及び選出

(役員)

第8条 本団には、次の役員を置く。

- | | |
|------|------------------|
| 本部長 | 1名 |
| 副本部長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 常任理事 | 若干名（各団の代表指導者とする） |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

(役員の任務及び選出)

- 第9条 前条の役員は、常任理事会（代表指導者会議）で推挙する。
- 2 本部長は、本団を代表し、団務を統轄する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し本部長が事故ある時は、その職務を代行する。
 - 4 事務局長は、本団の事務を処理する。
 - 5 常任理事は、各団の代表指導者とし、団務を処理する。
 - 6 会計は、本団の会計を処理する。
 - 7 監事は、会計を監査する。
- (任期)
- 第10条 本団の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

- 第11条 常任理事会（代表指導者会議）は、本部長が招集する。
- 2 常任理事会は、年2回以上とする。又必要に応じて本部長が招集する。
 - 3 常任理事会は、年度の活動内容等について審議決定する。

第5章 会計

(会計)

- 第12条 本団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。

(会費)

- 第13条 本団の会費は、団員1人当たり6,000円とし、毎年8月末日までの登録団員分を納入するものとする。ただし、その後登録された団員分については、この限りではない。

(会計年度)

- 第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 細則

(細則)

- 第15条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、常任理事会（代表指導者会議）の決議によって定める。

(規約の改正)

- 第16条 本規約は、常任理事会（代表指導者会議）の決議によって隨時改正することができる。

付 則

本規約は、平成10年 4月 1日より施行する。

付 則

本規約は、平成18年10月23日より施行する。

付 則

本規約は、令和 4年 4月 1日より施行する。